


# みどり市 男女共同参画プラン

概要版

～男女がともに自分らしく輝ける社会を目指して～



平成22年 3月  
群馬県 みどり市

# 男女共同参画ってなに？

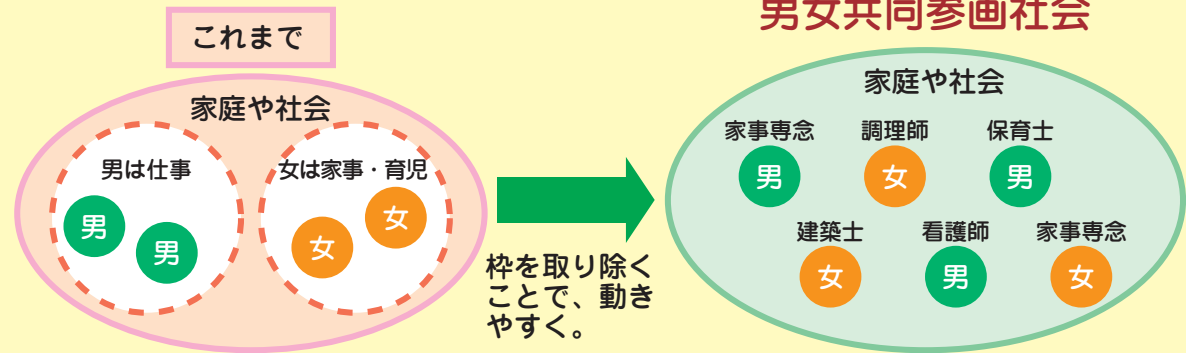
「男女共同参画」とは、**男性も女性も、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できること**です。

これまでは、男性はこうでなければならない、女性はこうでなければならない、というように、生き方や慣行、職業など、さまざまなことが性別を理由に決められてしまう風潮がありました。しかし、少子高齢化の進行や、社会経済状況の悪化など、急激に社会が変化している近年では、性別にかかわらず、誰もがともに力を合わせていくことが求められています。

これからは、**男女がともに助け合い、思いやり、尊重し合い、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場面で支え合う、男女共同参画社会の実現を目指していく**必要があります。



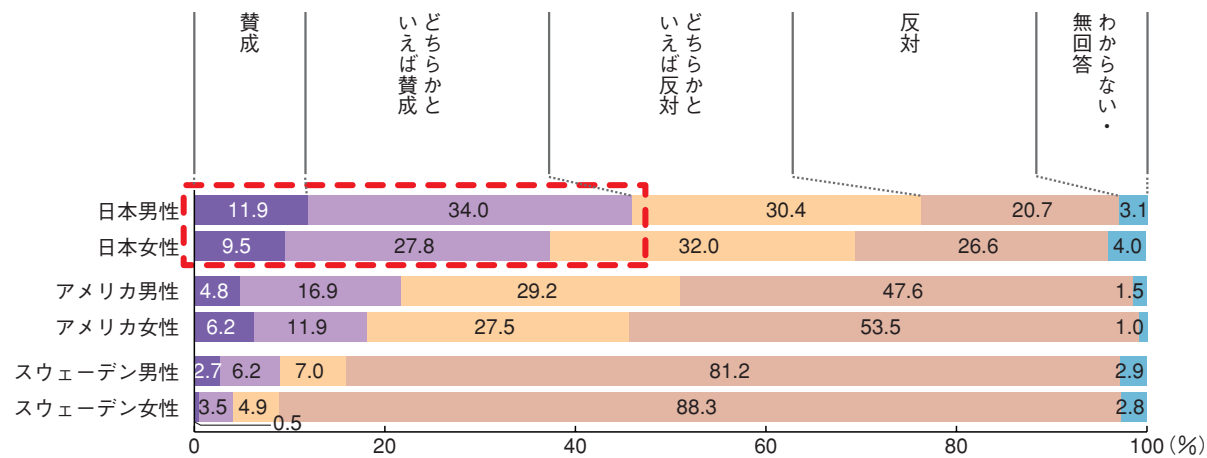
## 男女共同参画のイメージ



「男は仕事」や「女は家事・育児」といった決められた性別役割分担意識の枠の中でしか動けない（動きにくい環境にある）ときゅうくつに感じる人がたくさんいます。

これまで「男性らしい」といわれていた職業に挑戦する女性もいれば、主夫となる男性もいます。もちろん、女性が子育てに専念し、男性が仕事をする家庭もあります。性別ではなく、**個人として誰もが自由な選択ができる社会**になります。

## 「男は仕事、女は家庭」という考え方…固定的性別役割分担意識「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」



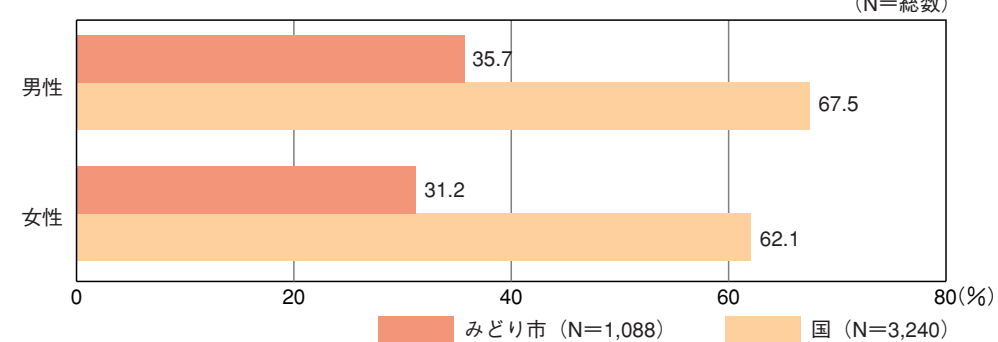
資料：日本は内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年度）  
 その他は「男女共同参画社会に関する国際比較調査」（平成15年度）

日本では、依然として4割近くの方が、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成（賛成+どちらかといえば賛成）している状況です。

# みどり市の現状

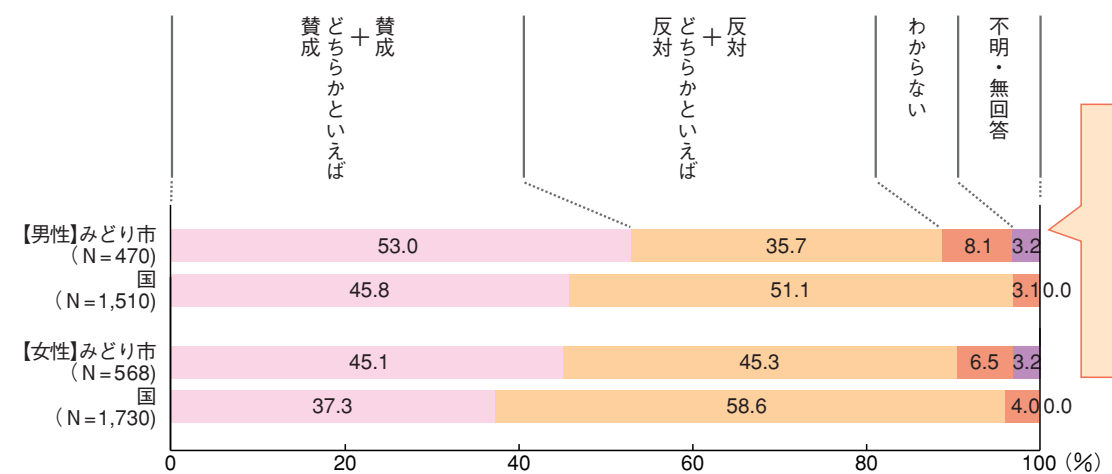
この計画の策定にあたって、平成21年に、男女共同参画に関する市民意識調査を実施しました。

## 「男女共同参画社会」という言葉を知っている



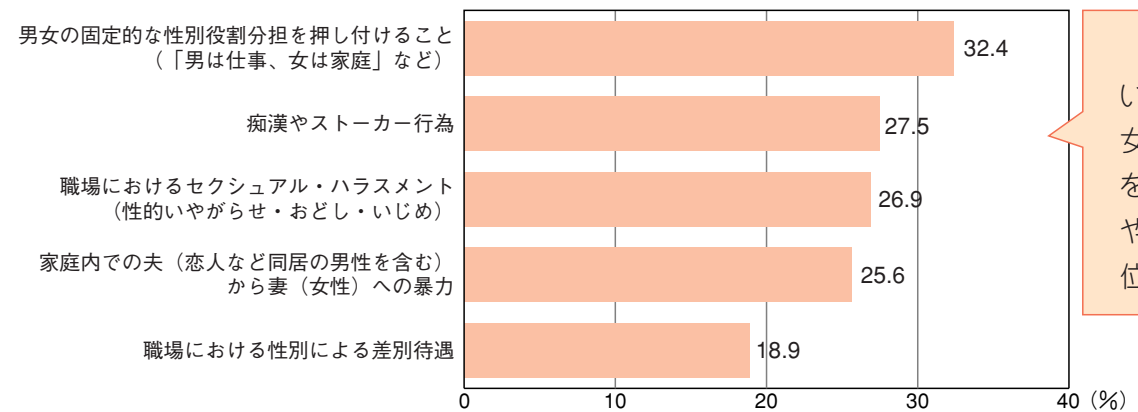
男女ともに、国に比べ、みどり市では「男女共同参画社会」という言葉を知っている方は少なくなっています。

## 「男は仕事、女は家庭」という考え方



「男は仕事、女は家庭」という考え方について、男女ともに国よりも「賛成+どちらかといえば賛成」の割合が高くなっています。

## 女性の人権が尊重されていないと感じること【上位5位】 (N=1,088)



女性の人権が尊重されていないと感じることは、「男女の固定的な性別役割分担を押し付けること」や「痴漢やストーカー行為」などが上位の回答となっています。

### 調査概要

対象：市内在住の18歳以上の男女（住民基本台帳から無作為抽出）  
 期間：平成21年1月8日～2月1日  
 方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

### 回収状況

配布数	回収数	回収率
2,000	1,088	54.4%

※国は、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年10月調査）より。

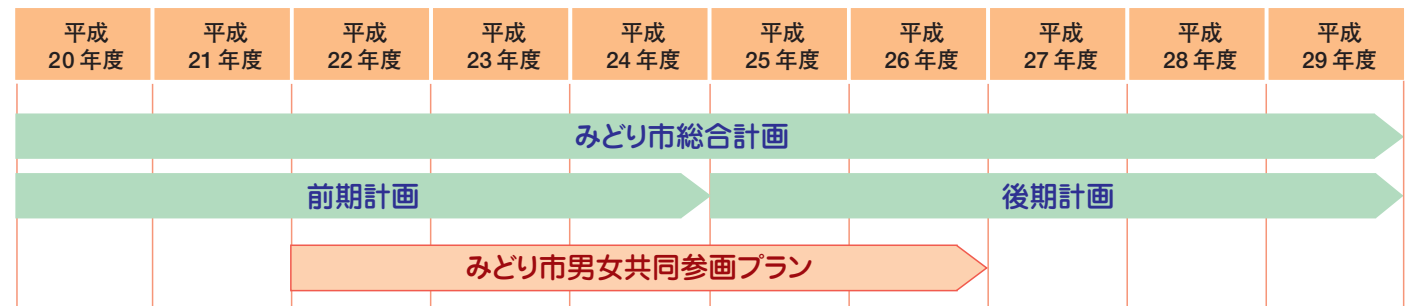
# どんな計画？

## 計画の性格

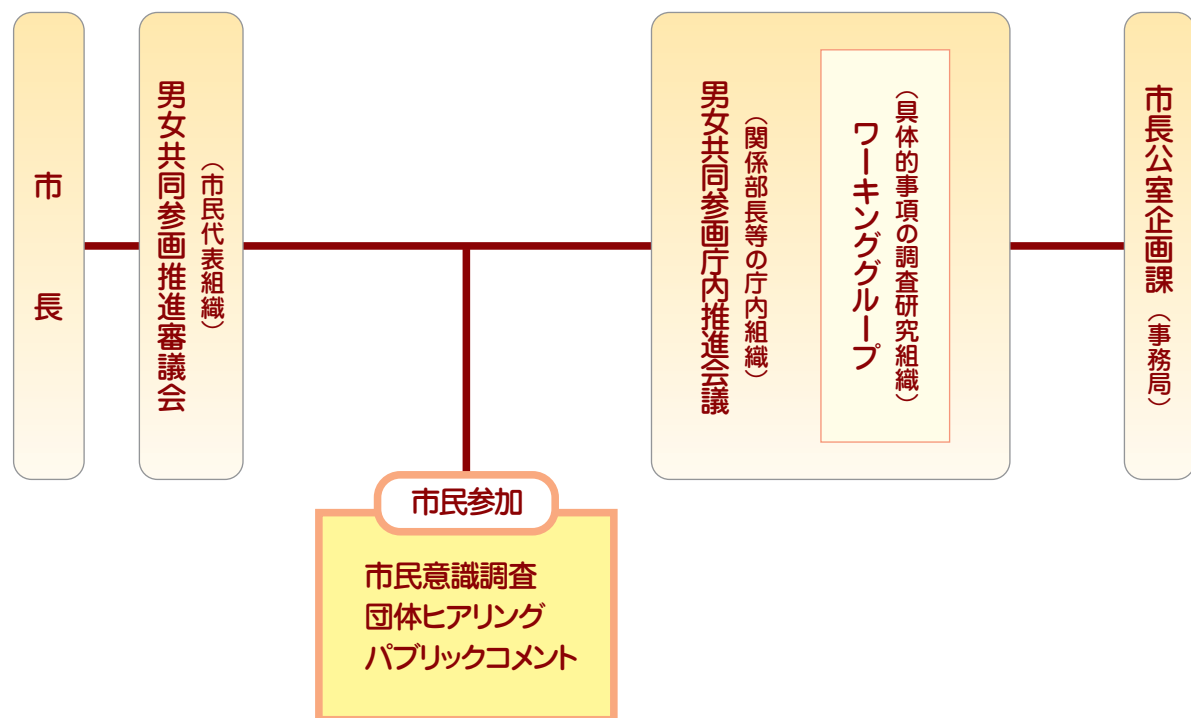
- 男女がともに社会のあらゆる場に参画していく男女共同参画社会の実現を目指して策定するものです。
- 「みどり市総合計画」の分野別計画で、その他の市関連計画との整合性を持つものです。
- 「男女共同参画社会基本法」で示されている基本理念や考え方に基づき、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」や県の「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」を勘案しています。
- 市民意識調査の結果とともに、みどり市における男女共同参画の基本目標と施策の方向を明らかにし、総合的・計画的に推進するための施策を具体的に示しています。

## 計画の期間

- この計画の期間は、平成22年度から平成26年度の5か年間とします。
- 進捗状況や社会環境の変化、国・県の動向等を配慮し、必要に応じて見直しを行います。



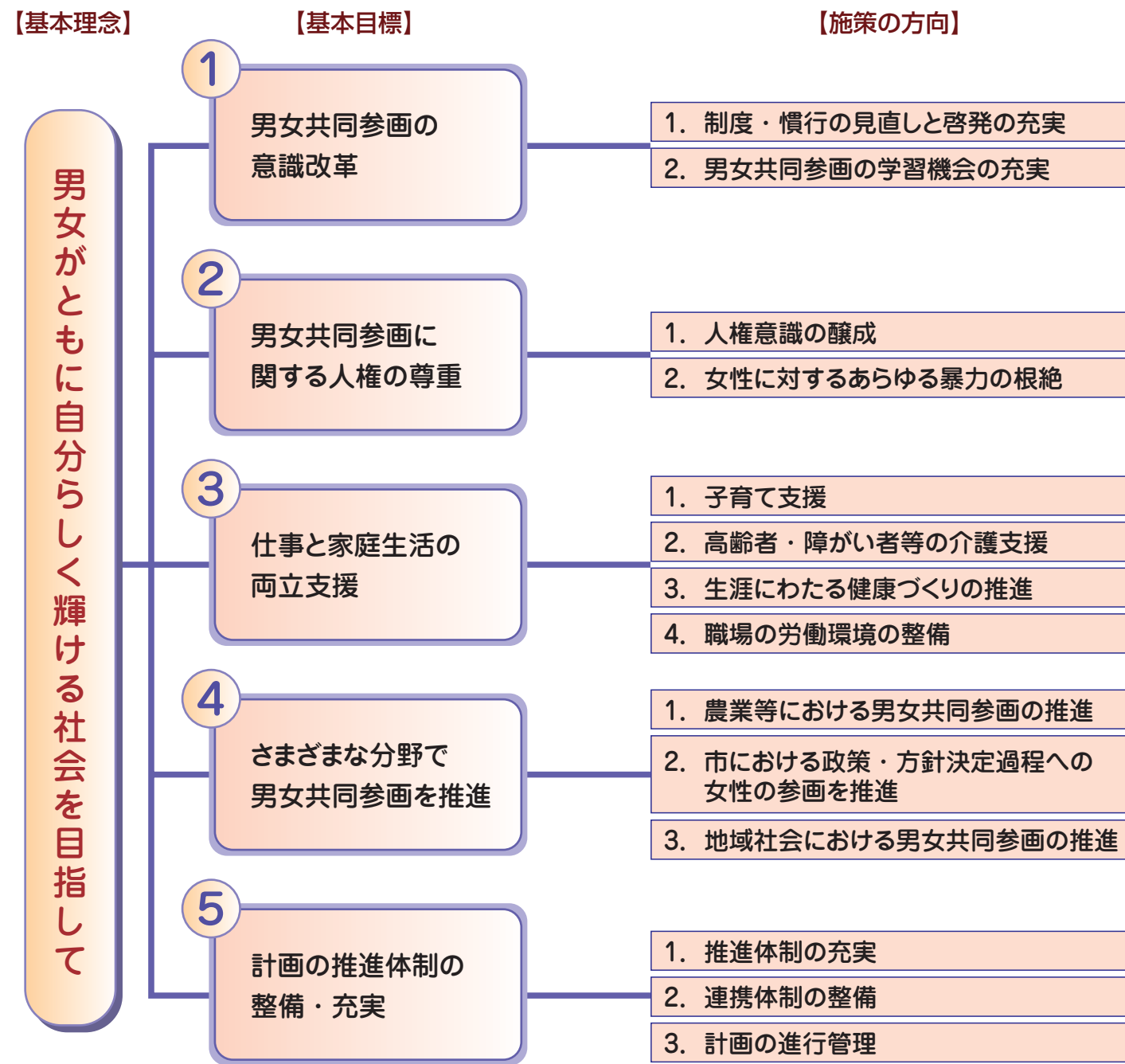
## 計画の策定体制



## 計画の基本理念

この計画では、老若男女すべての市民が、助け合い、思いやり、尊重し合い、性別にかかわらず、個性と能力が十分に発揮される、自分らしく輝ける社会を目指していきます。

## 計画の体系



● 国・県の動き  
男女共同参画社会基本法の中で、国及び都道府県は男女共同参画社会形成のための基本計画を定め、市町村は定めるよう努めることとされています。国では、平成12年に「男女共同参画基本計画」を、平成17年に同計画（第2次）を策定しました。県では、平成13年に策定した「ぐんま男女共同参画プラン」に基づき、平成16年に群馬県男女共同参画推進条例を制定しました。また、平成18年には「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しています。

# どんな内容？

## 1 男女共同参画の意識改革

重点！

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが必要です。

そのため、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動や学習機会を充実し、市民の意識改革を図ります。男女共同参画の計画として初めて策定するこの計画においては、まずは男女共同参画についての意識を醸成していくことが必要であることから、この項目を重点項目として設定します。

### 主な具体的施策

#### 1. 制度・慣行の見直しと啓発の充実

- ★ 家庭における男女共同参画の推進
- ★ 男女共同参画に関する講演会等の開催
- ★ 男女共同参画写真コンテスト等の実施

#### 2. 男女共同参画の学習機会の充実

- ★ 幼児期における男女共同参画意識の醸成
- ★ 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ★ 保護者に対する啓発の推進

#### ■ 主な目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	31.8%	60%
「男は仕事、女は家庭」という、性別役割分担意識に対し、反対である人の割合	40.3%	50%

## 2 男女共同参画に関する人権の尊重

男女共同参画社会は、男女がともに個人としての人権が尊重される社会であり、男性と女性がともにより良い関係を築いていくためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

そのため、人権意識の醸成や、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを行うなど、人権を尊重した男女共同参画の意識づくりを推進します。

### 主な具体的施策

#### 1. 人権意識の醸成

- ★ 学校における人権教育の推進
- ★ 講演会、研修会の開催
- ★ 人権啓発冊子の作成・配布

#### 2. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ★ 講演会、研修会の開催
- ★ DVに関する啓発活動
- ★ DV被害者への支援

#### ■ 主な目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
地域人権啓発活性化事業の講演会参加人数	50人 ※平成21年度	130人
DVに関する講演会の開催	年0回	年1回

## 3 仕事と家庭生活の両立支援

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな活動に参画するためには、家庭生活と職業生活とのバランスを図るための支援が必要です。

そのため、各種子育て・介護支援、健康づくり支援や職場の労働環境整備などを行い、仕事と家庭生活の両立支援を推進します。

### 主な具体的施策

#### 1. 子育て支援

- ★ 両親学級の開催
- ★ 男性の家庭参加の推進
- ★ 各種子育て支援サービスの充実

#### 2. 高齢者・障がい者等の介護支援

- ★ 高齢者の社会参加の推進
- ★ 介護保険・高齢者福祉サービスの充実
- ★ 障がい福祉サービスの充実

#### 3. 生涯にわたる健康づくりの推進

- ★ 食育推進事業
- ★ 健康相談の実施
- ★ 女性特有のがん検診の推進

#### 4. 職場の労働環境の整備

- ★ 団体等との連携による研修会の実施
- ★ 事業所への男女共同参画推進への取り組み

#### ■ 主な目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
子どもの育児・しつけを「男性と女性で共同して」行う割合	44.6%	60%
団体等との連携による男女共同参画に関する研修会等の開催	年0回	年1回

## 4 さまざまな分野で男女共同参画を推進

誰もが生きいきと暮らせるような活力のある社会を築くために、あらゆる分野での男女共同参画を進めていく必要があります。

そのため、上記1から3に該当しない分野として、県で推進している農業等の分野、推進主体としてのみどり市職員、地域社会における男女共同参画を推進します。

### 主な具体的施策

#### 1. 農業等における男女共同参画の推進

- ★ 農業における啓発の促進
- ★ 家族経営協定の締結促進
- ★ 農業委員の女性委員登用に向けた働きかけ

#### 2. 市における政策・方針決定過程への女性の参画を推進

- ★ 男女共同参画職員研修の実施
- ★ 女性管理職の登用の推進
- ★ 各種審議会等への女性委員参画の推進

#### 3. 地域社会における男女共同参画の推進

- ★ 地域活動における女性の参画の促進
- ★ NPO・ボランティアに関する啓発活動

#### ■ 主な目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
審議会等における女性委員の割合	16.3%	35%
男女の地位の平等感について、「地域活動の場」で平等であると答える人の割合	31.1%	40%

# 計画を進めるために

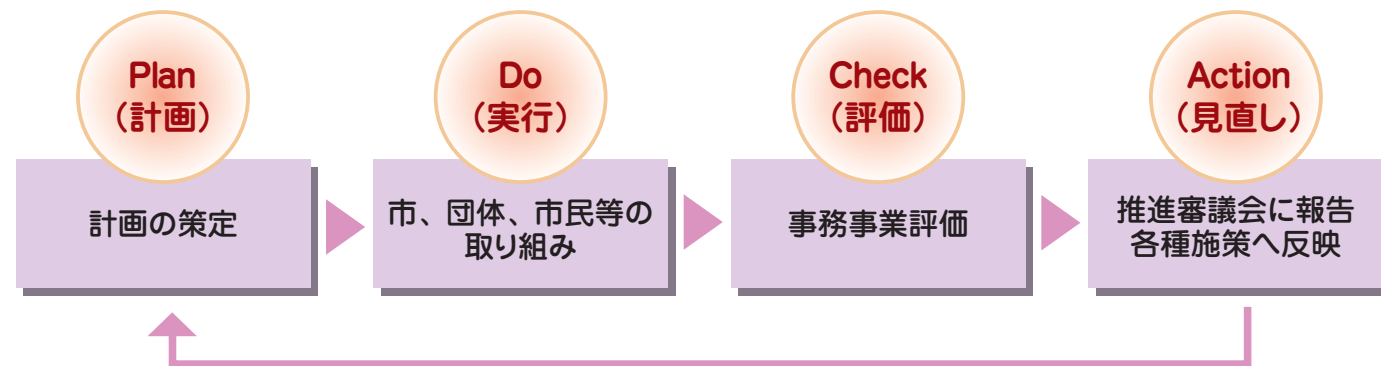
## 推進体制の充実

- 職員の共通認識として、男女共同参画社会の意識啓発を行います。また、庁内推進会議を中心として関係各課の連携を密にし、この計画の着実な推進を図ります。
- この計画やその他の男女共同参画の推進に関して意見等を行う、推進審議会の運営を行います。

## 連携体制の整備

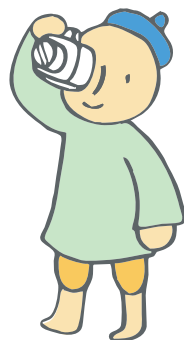
- 男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、市民と協働で男女共同参画を推進します。
- 国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

## 計画の進行管理



- 毎年度事務事業評価を行い、具体的施策などの進捗状況について調査・点検し、実施状況等を公表します。
- 推進審議会は、報告を受けた進捗状況について必要により市長へ提言を行います。
- 計画の最終年度である平成26年度のほか、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

市では、男女共同参画についての講演会や、写真コンテストなどを行っています。一緒に男女共同参画社会を実現していきましょう。



## みどり市 男女共同参画プラン

概要版

～男女がともに自分らしく輝ける社会を目指して～

発行日：平成22年3月  
発行：みどり市  
編集：市長公室企画課政策調整係  
住所：〒379-2395  
みどり市笠懸町鹿2952  
TEL：0277-76-0962  
FAX：0277-76-9698  
E-mail：kikaku@city.midori.gunma.jp